

○国土交通省告示第六百三十一号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十五日

国土交通大臣 前田 武志

第六条第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 日本工業規格X七一二三（地理情報―被覆の幾何及び関数のためのスキーマ）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。